

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について

「第4次 愛西市男女共同参画プラン」の将来像である「お互いを尊重しあい、個性が生きるまち」の実現に向け、自治体に取り組むことができる「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の導入に向け検討を進めるもの。

1. パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

○パートナーシップ制度とは

互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度

○ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ及びパートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）、その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度

2. パートナーシップ・ファミリーシップ制度の現状

○愛知県内 53 自治体中 35 自治体 導入済み（R6. 6. 1 時点）

① パートナーシップ制度 7 自治体

② パートナーシップ・ファミリーシップ制度又はファミリーシップ制度 28 自治体

○R6. 4. 1 から愛知県が『ファミリーシップ制度』の運用開始

3. 他自治体の行政サービス例

- ・市営住宅の入居申請
- ・救急車への同乗
- ・墓園利用権承継許可申請
- ・住民票における世帯主との続柄を「縁故者」と記載 など

4. 昨年度からの経緯

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 導入に向けたスケジュール参照